て有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の二十九項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の四十五項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一～四　（略）

二

(い)	(ろ)
	図書の種類	明示すべき事項
(一)～(八)	（略）	
(九)	法第二十八条第一項及び第四項の規定が適用される建築物	（略）	
		二面以上の断面図	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離
		開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	居室の床面積
			開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
	令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物	令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項
(十)～(七)	（略）		
(大)	法第四十三条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
	法第四十三条第二項第一号の認定又は同項第二号の許可の内	その他法第四十三条の規定に適合することの確認に必要な図書	法第四十三条に規定する敷地等と道路との関係への適合性審査に必要な事項
			当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

て有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の二十九項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の四十五項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一～四　（略）

二

(い)	(ろ)
	図書の種類	明示すべき事項
(一)～(八)	（略）	
(九)	法第二十八条第一項及び第四項の規定が適用される建築物	（略）	
		二面以上の断面図	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離
		開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	居室の床面積
			開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
(十)～(七)	（略）		
(大)	法第四十三条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
	法第四十三条第二項第一号の認定又は同項第二号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書が適用される建築物		当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項